

鳥取大学動物実験委員会米子地区専門委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学動物実験規則（以下「規則」という。）第6条第3項の規定に基づき鳥取大学米子地区動物実験専門委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 鳥取大学動物実験委員会（以下「全学委員会」という。）の役割が米子地区にて円滑に行われるために、委員会を定める。委員会は、米子地区において行われる動物実験が、規則に基づいて科学的に、かつ、倫理的配慮のもとに実施されるために次の事項を審議または調査し、全学委員会に報告または助言する。また、必要に応じて規則第3条第12項に定める実験動物に関わる者に対し報告を求め、指導と助言を行うことができる。

- 一、動物実験計画が指針等及び本規則に適合していることの審議
- 二、動物実験計画の実施状況及び結果に関する事
- 三、施設等及び実験動物の飼養保管状況に関する事
- 四、動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに係法法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事
- 五、自己点検・評価に関する事
- 六、その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 医学科または附属病院から選出された教授または准教授3人
 - 二 生命科学科または大学院医科学専攻から選出された教授または准教授1人
 - 三 保健学科から選出された教授または准教授1人
 - 四 鳥取大学研究推進機構先進医療研究センター動物実験施設（米子地区）施設長
 - 五 委員長が特に必要と認めたもの
- 2 前項第1号から第3号までの委員及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第4条** 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号から第4号の委員の中から委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となるとともに専門委員会を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会の承認を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(特別委員会)

第7条 委員会は、特定事項を調査、検討するために特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の構成委員は、委員会の議を経て委員長が命ずる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附則

1. この規則は、平成20年5月1日から施行する。
2. 鳥取大学医学部実験動物委員会規則並びに鳥取大学医学部実験動物特別委員会細則は、廃止する。ただし、廃止前の細則に基づく動物実験計画は、この細則施行の日(以下「施行日」という。)から6月を経過する日までの間、従前どおり実施することができる。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。